

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第34号 発行日 令和2年3月17日

ごあいさつ



渋谷労働基準監督署
署 長

久末 吉一

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会並びに会員の皆様には、平素より渋谷労働基準監督署の業務運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本経済は穏やかに回復しており、雇用情勢は改善しております。

一方で、一部の業種、職種においては人手不足が深刻化しており、人材確保の観点からも働き方改革の推進が大きな課題となっております。

こうした中、渋谷労働基準監督署では、令和2年度も、以下のような内容を最重点として、地域社会からの様々な期待に応える行政運営に努めてまいります。

- ① 中小企業における「時間外労働の上限規制」(本年4月施行)、大企業における「同一労働同一賃金」(本年4月施行)や「パワーハラスメント対策の義務化」(本年6月施行)など働き方改革関連法の周知及び施策の実行
- ② 長時間労働の抑制及び過重労働に

よる健康障害防止の徹底、最低賃金制度の適切な運営

- ③ 労働災害防止対策による労働者の健康と安全確保
- ④ 労働災害の被災労働者や御遺族に対する迅速かつ適正な労災補償

こうした施策の推進について、貴会並びに会員の皆様の引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

末筆になりましたが、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御繁栄を心から祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
経営管理本部
シニアマネージャ

樋田 薫

業界における様々な労働問題について研究を重ねてきました当研究会も、本年度で37年を迎えます。これも偏に会員各社様のご支援ご協力、並びに渋谷労働基準監督署様の当研究会に対する適切なご指導の賜と厚く御礼申し上げます。

2012年のヒカリエ竣工から開始された渋谷大規模再開発プロジェクトは、昨年2019年には11月に渋谷スクランブルスクエア（東棟）、12月には渋谷フクラスがそれぞれ開業しました。大規模再開発は2027年まで継続されます。

今年度は2回の研究会を開催しました。2019年7月の研究会では東京労働局 雇用環境・均等部 指導課様から、「改正パート・有期雇用労働法と働き方改革の支援策」、「職場におけるハラスメントの防止」の2テーマについて解説していただきました。特にハラスメントではパワーハラスメントを中心にして、その予防対策としての行政の取組を分かり易く解説していただきました。

次の2020年1月の研究会では労基署様から、平成30年度の監督指導結果と留意点について説明がありました。東京労働局管内だけではなく全国の指導結果の解説もあり、資料としてもまとまった貴重なものとなっています。次に健康経営とその事例と言うことで、幹事会社TDCソフト株式会社

様より、「健康経営の考え方と取組みの事例」についての発表がありました。推進している実担当者様からの説明ですので貴重な情報を共有させていただきました。

昨年9月には労基署様のご理解と、会員会社様、幹事会社様の協力で当研究会のホームページを立ち上げることができました。情報発信の場として有効に活用させていただきます。

働き方改革関連法も2019年から順次施行されています。今年4月からは「同一労働同一賃金」に関する法が施行されます。当研究会でも、改革の軸になる関連法の解釈、施行後の課題等などの勉強会も、労基署様ご指導の下で重点的に進めていく所存です。

最後になりましたが、会員各社様が一層のご発展を遂げられますことを祈念いたします。



主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第4方面主任監督官

佐藤 淳

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会並びに会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月から改正労働基準法及び改正労働安全衛生法等が施行され、大企業に対する時間外労働の上限規制のほか、年次有給休暇の取得や労働時間の状況の把握が義務化されており、当署におきましても、「働き方改革」の推進のため、説明会や訪問支援等により法改正の内容について様々な場面で周知等を図っているところです。

私自身、昨年4月に当署の第4方面主任監督官として着任して以来、管内の事業場の方と話をさせていただく中で、法改正の内容等について多くのお問合せやご相談を受けており、人手不足、人材確保といった課題もある中、「働き方改革」に対する意識が日々高まっているものと感じています。

また、貴会におかれましては、設立から40年弱にわたり熱心な研究会活動が続けておられ、今年度の2回の研究会に参加させていただいた中でも、日々の労務管理や「働き方改革」に向けた取組みをより向上させるため、積極的に活動されている様子が強く感じられました。

日々、人事・労務管理を行っていく中では、関係法令の解釈や従業員の方に対する

対応等で、疑問に思う点や苦慮する点も発生すると思われます。当署としましては、研究会等において情報発信を行うとともに、事業場の方からのご相談にも随時対応させていただくことで、適切な法令の解釈や労務管理のお役に立つことができればと考えておりますので、当署の各部署及び総合労働相談コーナーを積極的にご利用くださいますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴会の益々のご発展と会員事業場の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



渋谷労働基準監督署からのお知らせ

発行 令和2年3月

改正労働基準法及び改正労働安全衛生法等の施行から間もなく1年になります。3月末で労働時間上限規制の中小企業への猶予措置が終了します。また、年次有給休暇の年5日取得義務の期限が迫ってきています。

中小企業は
2020年4月
実施

中小企業の上限規制の猶予措置の終了

上限規制は過労死ライン! 必ず順守!

改正労働基準法により時間外労働・休日労働の上限が設定されました。時間外労働・休日労働は1箇月100時間未満かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間以下にする必要があります。この上限規制の中小企業への適用猶予措置は、3月末をもって終了します。

上限規制に対応できるよう適正な労働時間管理をお願いします。東京働き方改革推進支援センター（電話：0120-232-865）では、労働時間短縮等に向けた中小企業への支援事業を行っておりますのでぜひご活用ください。

中小企業は
2020年4月
実施

36協定の様式が変わっています

36協定の届出は新様式で!

労働基準法の改正に伴い、36協定届の様式が変更になっています。上限規制が猶予されていた中小企業においても協定の有効期間の始期が2020年4月1日以降の36協定は旧様式での届出ができなくなりますので、新様式での届出をお願いします。

厚生労働省のホームページで36協定届を作成できますので、ご活用ください。また、締結の際には新しくなった指針にご留意ください。

2019年
4月～
実施済

年次有給休暇の年5日取得義務

年5日の年次有給休暇の取得期限が到来します!

改正労働基準法により、年次有給休暇の年5日取得義務が始まっています。新たに10日以上の年次有給休暇が発生した場合、1年以内に5日以上の年次有給休暇を取得させる必要があります。平成31年4月1日に発生した年次有給休暇については3月末に取得期限が到来します。

適正管理のために年次有給休暇の管理簿を作成してください。

できる限り労働者の希望に沿った取得時期となるよう、使用者が予め労働者の意見を聞き、その意見を尊重して時季を決定し、5日取得させるようにしましょう。なお、使用者による時季指定については就業規則への定めが必要になります。

渋谷労働基準監督署 渋谷区神南1-3-5 03-3780-6527

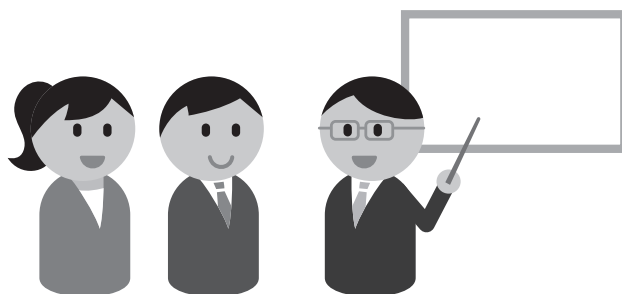
会員会社一覧表

会社名	住所	TEL/FAX
(株)ウェスト	〒108-0074 東京都港区高輪2-15-19 高輪明光ビル8F	TEL.03-6408-6408 FAX.03-6408-6409
(株)NHKメディアテクノロジー	〒150-0047 東京都渋谷区神山町4-14 第3共同ビル3F	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
☆ (株)コア	〒154-8552 東京都世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
☆ (株)シーイーシー	〒252-0004 神奈川県座間市東原5-1-11	TEL.046-252-4238
(株)シー・エス・イー	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-3-1 渋谷金王ビル	TEL.03-5469-6022
☆ (株)システム計画研究所	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町18-6 日本会館4F	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
(株)セントラル情報センター	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-16-4 野村不動産渋谷道玄坂ビル	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
(株)第一コンピューター	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ	〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
(株)TSP	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-5 渋谷ブレイス	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
☆ TDCソフト(株)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-22-7 新宿文化クイントビル	TEL.03-6730-8111 FAX.03-6730-8155
☆ 東京システムズ(株)	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9F	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823
東洋システム開発(株)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3F	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
☆ (株)ナック情報センター	〒141-0031 東京都品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
☆ 日本情報産業(株)	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
☆ (株)ニッポンダイナミックシステムズ	〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2-22-3	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
☆ (株)日本科学技術研修所	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	TEL.03-5379-1319 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株)	〒151-0061 東京都渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)アドバンストラフィックシステムズ	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル10F	TEL.03-6864-7781 FAX.03-6864-7787
経営労務研究所	〒192-0074 東京都八王子市天神町2-14 コアハイム八王子101	TEL.042-657-7141 FAX.042-657-3661

☆は幹事会社

2019－20年の主な活動内容

項目	テ ー マ	講 師	開催月
定期総会	第37回定期総会 (1) ごあいさつ (2) 定期総会	渋谷労働基準監督署 署長 古賀 睦之 氏	3 月
研究会	第105回研究会 (1)「改正パート・有期雇用労働法と働き方改革の支援策等について」 (2)「職場におけるハラスメントの防止」	東京労働局 雇用環境・均等部指導課 働き方改革・休み方改善コンサルタント 戸國 大介 氏 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 指導官 村瀬 浩一 氏	7 月
	第106回研究会 (1)「最新の監督指導結果と留意点」 (2) 健康経営その事例	渋谷労働基準監督署 第四方面主任監督官 佐藤 淳 氏 TDCソフト株式会社 人事部専任課長代理 佐久間 晃子 氏	1 月



2020年の活動予定

項 目	テーマ等	開催月
定期総会	1. 第38回定期総会	3月
研究会	1. 第107回研究会 ・テレワーク勤務制度の活用 ・高年齢者の処遇をあらためて考える	6月
	2. 第108回研究会 ・治療と仕事の両立支援 メンタル不調、がん治療などと仕事の両立支援	9月
	3. 第109回研究会 ・同一労働同一賃金 法改正後の留意点 ・新卒採用戦略 ～定着化への取組み～	12月



研究会の様子



研究会での相談会

渋谷・世田谷地区情報産業労働基準研究会 Web サイト開設のお知らせ

昨年9月、渋谷労働基準監督署様のご理解と、会員会社様、幹事会社様の協力で、当研究会のホームページを立ち上げることができました。

情報発信の場として有効に活用してまいります。



<http://www.shibuya-roukiken.jp/>

ご入会方法

ご入会に関するお問い合わせは事務局まで

TEL : 03-3439-2001

FAX : 03-3439-4811

mail : hitomi@nds-tyo.co.jp

URL : <http://www.shibuya-roukiken.jp/>

担当：(株)ニッポンダイナミックシステムズ
藤本ひとみ